

○特定遊興飲食店営業に係る手数料の標準一覧

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)関係)

特定遊興飲食店営業の新規許可		同時申請の場合は、 1件は左記の金額、 その他はそれぞれから 8,000円を減じた額
3か月以内の期間を限ったの営業	14,000円	
その他の営業	24,000円	
震災等滅失後の許可	上記のそれぞれの額に、6,800円を加えた額	
許可証の再交付	1,100円	
許可証の書換え	1,400円	
相続の承認	8,600円 (同時申請の場合は、1件は8,600円、 その他は3,800円)	
特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認	11,000円 (同時申請の場合は、1件は11,000円、 その他は3,300円)	
特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認	11,000円 (同時申請の場合は、1件は11,000円、 その他は3,300円)	
構造設備の変更承認	9,900円	
特例特定遊興飲食店営業者の認定	13,000円 (同時申請の場合は、1件は13,000円 その他は10,000円)	
特例特定遊興飲食店営業者の認定証の再交付	1,100円	
管理者講習	講習1時間につき650円	